

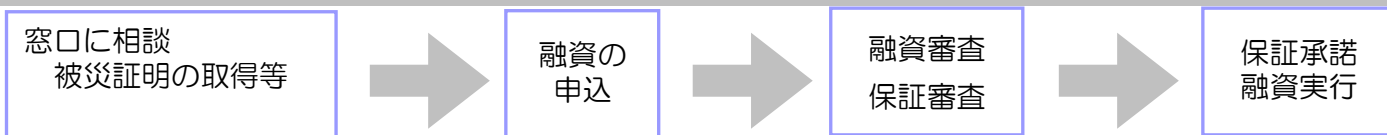
災害対策特別資金

令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金

「島根県東部を震源とする地震」により被害や影響を受けた中小企業者等に対し、既存の「災害復旧資金」の内容を優遇する形で「災害対策特別資金」を創設します。

制度名	令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金
対象者	「島根県東部を震源とする地震」により被害や影響を受けている中小企業者等であって、次の要件のいずれかに該当するもの。 (1) 直接的な被害を受けたもの (2) 間接的な被害のうち、 売上高等が5%以上減少したもの、または売上高等が5%以上減少することが見込まれるもの
融資限度額	1億2,000万円（注） （注）運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」及び「月商の6ヶ月分」のうち最も低い額です。
資金用途	設備資金、運転資金
融資期間	12年以内（据置期間3年以内を含む。）
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有 年1.35%（固定） 責任共有外 年1.20%（固定） ※ただし、借入当初3年間は利子補給により年0%とする。
信用保証料率	年0.40%～年1.20% （各種特例措置適用保険を適用する場合は、年0.40%～年0.71%） ※）県と信用保証協会が協調して保証料率を引下げ。 借入当初3年間は保証料補給により年0%とする。 ※）事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、年0.25%又は年0.45%の信用保証料が上乘せになり、借入当初3年につきましても事業者負担となります。
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取扱期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日保証承諾分

令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金ご利用の流れ



※ 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、
しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>